

〔ドイツ墮胎〕 刑法規定の対照表 (抄訳)

上田健二
浅田和茂 〔訳〕

(この「刑法規定の対照表」は、一九七四年六月一八日にドイツ連邦議会を通過した第五次刑法改正法 (Fünftes Gesetz zur Reform des Strafrechts v. 18. 6. 1974 (in: BGBl. I 1297)) の対応の箇所に、一九九二年七月二七日に成立した新「妊婦および家族援助法 (Gesetz zum Schutz des vorgeburtlichen/werdenden Lebens, zur Förderung einer kinderfreundlicheren Gesellschaft, und zur Regelung des Schwangerschaftsabbruchs (Schwangeren- und Familienhilfegesetz) (in: BGBl. I 1992, 1397)) 第一三章の刑法改正の部分を対照させたものである。なお、本法第一三章にはこのほかにも「妊娠中絶の宣伝」についての処罰規定 (第一一九条 a) および「妊娠中絶のための手段の供給」 (第一一九条 b) についての処罰規定が置かれているが、これらは現行刑法第二一九条 b および第二一九条 c の規定にそれぞれ対応している。現行刑法規定の邦訳については、アルビン・エーザー著 (上田健二・浅田和茂編訳) 『先端医療と刑法』 (一九九〇年、成文堂) 三二五頁以下参照。一九九二年新法は、第一章 説明、避妊、家族計画および相談、第二章 社会法第五部の改正、第三章 ライヒ保健法の改正、第四章 農場経営者の健康保険に関する法律の改正、第五章 青少年法の改正、第六章 労働促進法の改正、第七章 職業教育法の改正、第八章 連邦社会扶助法の改正、第九章 第二次住宅建設法の改正、第一〇章 住居拘束法の改正、第十一章 住居賃貸予約推進法の改正、第一

二章 ザールラント州のための住宅建設法の改正、第三章
刑法典の改正、第四章 刑事訴訟法の改正、第五章 刑法
改正のための第五次法の改正、第一十六章 かつてのドイツ民主

共和国の領域に効力が継続している諸規定の廃止、第一七条
発効、からなっている。……訳者)

第五次刑法改正法

一九七四年

妊婦および家族援助法

一九九二年

第二一八条 妊娠の中絶

(1) 受胎後一三日目より後に妊娠を中絶する者は、三年以下の自由刑または罰金刑に処せられる。
(2) 次の場合には、刑罰は六月以上五年以下の自由刑とする。
すなわち、行為者が、

- 1、妊婦の意思に反して行為する場合、または、
- 2、軽率に妊婦の死の危険もしくは重大な健康障害の危険を惹起する場合。

裁判所は保護観察に付することができる（第六八条第一項第2号）。

(3) 妊婦が行為を犯すときは、刑罰は一年以下の自由刑また

〔ドイツ墮胎〕刑法規定の対照表

第二一八条 妊娠中絶

(1) 妊娠を中絶する者は、三年以下の自由刑または罰金刑に処せられる。受精卵の子宮への着床が完了する前にその効果が生ずる行為は、この法律の章味における妊娠中絶には該らない。
(2) とくに重大な場合には、刑罰は六月以上五年以下の自由刑とする。とくに重大な場合が存在するのは、原則として次の場合である。すなわち、行為者が、

- 1、妊婦の意思に反して行為する場合、または、
- 2、軽率に妊婦の死の危険もしくは重大な健康障害の危険を惹起する場合。

(3) 妊婦が行為を犯すときは、刑罰は一年以下の自由刑また

同志社法学 四四巻三号 一六三 (四七五)

は罰金刑とする。

は罰金刑とする。

(4) 未遂は罰せられる。婦人は、未遂を理由としては罰せられない。

(4) 未遂は罰せられる。妊婦は、未遂を理由としては罰せられない。

第二一八条 a 初期一二週以内における妊娠中絶の不処罰

第二一八条 a 妊娠中絶の不処罰

妊婦の同意を得て医師により実施される妊娠中絶は、受胎後一二週を超える期間が経過していないときは、第二一八条によつて罰せられない。

- (1) 次の場合、妊娠中絶は違法でない。すなわち、
- 1、妊婦が妊娠中絶を要求し、かつ、彼女が手術の少なくとも三日前に助言を受けたことを第二一九条第3項によつて医師に明らかにした場合（窮迫状態および葛藤状態における妊婦の相談）、
 - 2、妊娠中絶が医師によつて実施され、かつ、
 - 3、受胎後一二週を超える期間を経過していない場合。

第二一八条 b 一二週後の妊娠中絶のための適応事由

第二一八条 a (続き)

妊婦の同意を得て医師により受胎後一二週が経過した後 realistically 施される妊娠中絶は、次の場合には第二一八条によつて罰せられない。すなわち、医学上の認識によれば、

1、妊婦の生命の危険もしくはその健康状態の重大な侵害の危険を妊婦から防ぐために妊娠中絶が適当である場合。た

(2) 妊婦の同意を得て医師により実施される妊娠中絶は、医師の認識によれば、妊婦の生命の危険もしくはその身体上または精神上的健康状態の重大な侵害の危険を回避するためには中絶が必要である場合には、この危険が妊婦に期待可能な他の方法では回避されえない場合に限り、違法でない。

だし、その危険が彼女に期待できる他の方法では回避されえない場合に限るか、または、

2、子が遺伝的素質もしくは出産前の有害な影響の結果として、その健康状態の除去しえない障害に罹患しており、その障害が、妊娠の継続が妊婦に要求されえないほど重大であると認めるに足りる十分な理由がある場合であつて、かつ、受胎後二二週を超える期間が経過していない場合。

第二一八条。 妊婦への教示および妊婦の相談のない妊娠の中絶

- (1) 妊婦が、
 - 1、その妊娠の中絶の問題のためにあらかじめ医師もしくは

〔ドイツ墮胎〕刑法規定の対照表

(3) 前項の諸条件は、医師の認識によれば、子が遺伝的素質もしくは出産前の有害な影響の結果として、その健康状態の除去しえない障害に罹患しており、その障害が、妊婦に妊娠の継続が要求されえないほど重大と認めるに足りる十分な理由がある場合にも、充足されたものと見なされる。このことは、妊婦が手術の少なくとも二日前に助言を受けたことを第二一九条第3項による証明書によつて医師に明らかにした場合であつて、かつ受胎後二二週を超える期間が経過していない場合にのみ妥当する。

(4) 妊娠の中絶が相談の後に(第二一九条)医師により実施され、かつ、受胎後二二週を超える期間が経過していないときは、妊婦は第二一八条によつて罰せられない。妊婦が手術の当時に特別の苦境に陥っていたときは、裁判所は第二一八条による刑を免除することができる。

第二一九条 窮迫状態および葛藤状態における妊婦の相談

(1) 相談は、出産前の生命の高い価値と婦人の自己答責との承認のもとで妊婦のための助言と援助を通じて生命を保護することに貢献する。相談は、妊娠と関連して生ずる窮迫状態および

これについて権限を有する相談所を訪問し、そこで妊婦、母親および子供のために使用可能な公的および私的な援助について、とくに妊娠の継続および母と子の状態の負担を緩和する援助についての教示を受けておらず、かつ、

2、医師による助言を受けていない場合に、妊娠を中絶する者は、行為が二一八条によって罰せられるときは、一年以下の自由刑もしくは罰金刑に処せられる。

(2) 手術が実施される婦人は、前項によって罰せられない。

第二一九条 鑑定のない妊娠の中絶

(1) 受胎後一二週を経過した後、第二一八条b第1号もし

び葛藤状態の克服のために寄与するものとする。それは、答責意識的に自ら良心的決断を下すことができる状態へと妊婦を指し向けるものとする。相談の任務は、包括的な医学的、社会的および法的な情報を妊婦に得させることである。相談は、母子の法的な請求権および可能な実際の諸援助、とくに妊娠の継続および母と子の状態の負担を軽減する援助の詳しい説明を含む。相談は、将来の、望まれない妊娠の回避にも寄与する。

(2) 相談は、法律に基づいて認可された相談所によって行われなければならない。妊娠中絶を実施する医師は、相談者となることができない。

(3) 相談は記録されず、相談は、妊婦の希望により匿名で行なうことができる。相談所は、相談が前項に従って行なわれ、妊婦がそれによって彼女の決断発見のための情報を得たという事実について、日付を記載した証明書を直ちに発効しなければならない。

第二一八条b 医師による認定のない妊娠の中絶、不当な医師による認定

(1) 第二一八条a第2項もしくは第3項の場合において、自

くは第2号の条件が存在することを所轄官庁があらかじめ確認していない場合に、妊娠を中絶する者は、行為が第二一八条によつて罰せられないときは、一年以下の自由刑または罰金刑に処せられる。

手術が実施される婦人は、前項によつて処罰されうる。

らは妊娠中絶を実施しない医師の、第二一八条a第2項または第3項一文の条件が存在しているか否かについて認定した書面を受けることなく妊娠を中絶する者は、行為が第二一八条において刑罰をもつて威嚇されていないときは、一年以下の自由刑または罰金刑に処せらる。医師としてより優れた知識に反して本項一文による提示のために第二一八条a第1項もしくは第3項一文の諸要件について不当な認定を下す者は、行為が第二一八条において刑罰をもつて威嚇されていないときは、二年以下の自由刑もしくは罰金刑に処せられる。妊婦は第一文または第二文によつて罰せられない。

(2) 医師は第二一八条a第1項または第3項一文による認定を、第1項第二一八条、第二一九条aまたは第二一九条bによつて違法とされる行為のために、もしくは妊娠中絶に関連して犯された違法な行為のために判決が確定していることを理由に、所轄官庁がそれを禁じているときは、行なつてはならない。所轄官庁は、第二一八条a第2項および第3項一文によつて行なわれる認定を、第一文に示された違法な行為の嫌疑のために医師に対して公判が開かれているときは、医師に暫定的に禁止することができる。